

しんぱい こま
心配なこと、困ったこと

なんでも聞くよ

あんしん
安心して

はなし
話してみよう

き はなし ないしょ
※聞いた話は内緒にするよ

いるまし かていじどうそうだんしつ
【入間市☆家庭児童相談室】

いるましやくしよ かい しえんか
入間市役所 2階 子ども支援課

☎04-2964-1111

げつようび きんようび しゆくじつ ねんまつねんし のぞ
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

ごぜん じ ごご じ
午前9時～午後4時



ひとりで
なや
悩まない
でね



そうだん
ここにも相談できるよ



こ
【子どもスマイルネット】

さいたまけん こ けんりようごいんかい
(埼玉県子どもの権利擁護委員会)

☎048-822-7007

まいにち しゆくじつ ねんまつねんし のぞ
毎日（祝日・年末年始を除く）

ごぜん じ ふん ごご じ
午前10時30分～午後6時

【さいたまチャイルドライン】

ほうじん
(NPO法人さいたまチャイルドライン)

☎0120-99-7777

まいにち ねんまつねんし のぞ
毎日（年末年始を除く）

ごご じ ごご じ
午後4時～午後9時

ところざわじどうそうだんじよ
【所沢児童相談所】

さいたまけん
(埼玉県)

☎04-2992-4152

げつようび きんようび しゆくじつ ねんまつねんし のぞ
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

ごぜん じ ふん ごご じ ふん
午前8時30分～午後6時15分

あなたに知ってほしい

けんり
子どもの権利

〈すべての子どもは守られている〉



いるまし
入間市



平成28年2月

すべての子どもが大切にされる権利を持っています

生きる権利

子どもはみんな平等に人間らしく生きる権利を持っています。

心や体の健やかな成長に必要な生活を送る権利を持っています。

病気やけがの時は必要な治療を受けられます。

守られる権利

暴力をふるわれたり、危険な目にあわせられないように守られます。

自分らしく暮らす権利を持っています。

心や体に障がいがあったり、国や民族がちがっても、自分らしく暮らせるように守られます。



子どもの権利条約

(正式名称：児童の権利に関する条約)

すべての子どもが幸せに過ごすことができるよう、取り組むことを世界の国と国が約束したものが「子どもの権利条約」です。

この条約は大きくわけて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守るように定めています。

1989年に国連総会で決められ、日本では、1994年から取り組むようになりました。

大人や社会は、子どもにとって一番良いことは何かを考えなければなりません。

育つ権利

教育を受けて良いところを伸ばし、自分らしく育つ権利を持っています。
休んだり、遊んだり自由な時間をもつことができます。

参加する権利

自由に集まったり、活動に参加することができます。
自分の意見を自由に言うことができます。
ひみつにしたいことや名誉が守られます。

